

平成 19 年度

技 術 講 演 会 用 資 料

平成 19 年 10 月 10 日 (水)

於：東 別 院 会 館

社団法人 愛知県建設業協会

講演内容－（２）一般競争入札拡大に伴う「簡易型総合評価落札方式」の変更点について

目 次

○概要

概要・・ 1

発注標準のイメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

愛知県建設部一般競争入札参加資格要件設定ガイドライン・・・・ 4

○公告例（事務所用：簡易型総合評価方式）・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

○平成 19 年度後半評価項目における配点表・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 1

建設業許可

定期の競争参加資格審査

○公共工事の多様性を踏まえて、グルーピングされた市場(発注標準)に適合する企業を仕分ける(格付)役割

工事ごとの競争参加資格の確認

○当該工事の規模や特性にふさわしい企業をふるい分ける役割

- ・当該工事を担うのに適した企業についてランク要件、地域要件等を設定。
- ・当該工事の適正な履行のために最低限必要な実績等の要件を設定。
- ・設定された最低限の要求要件を満足しない企業は欠格。

総合評価

○当該工事の特性に対し、最も契約相手として望ましい企業を選定する役割

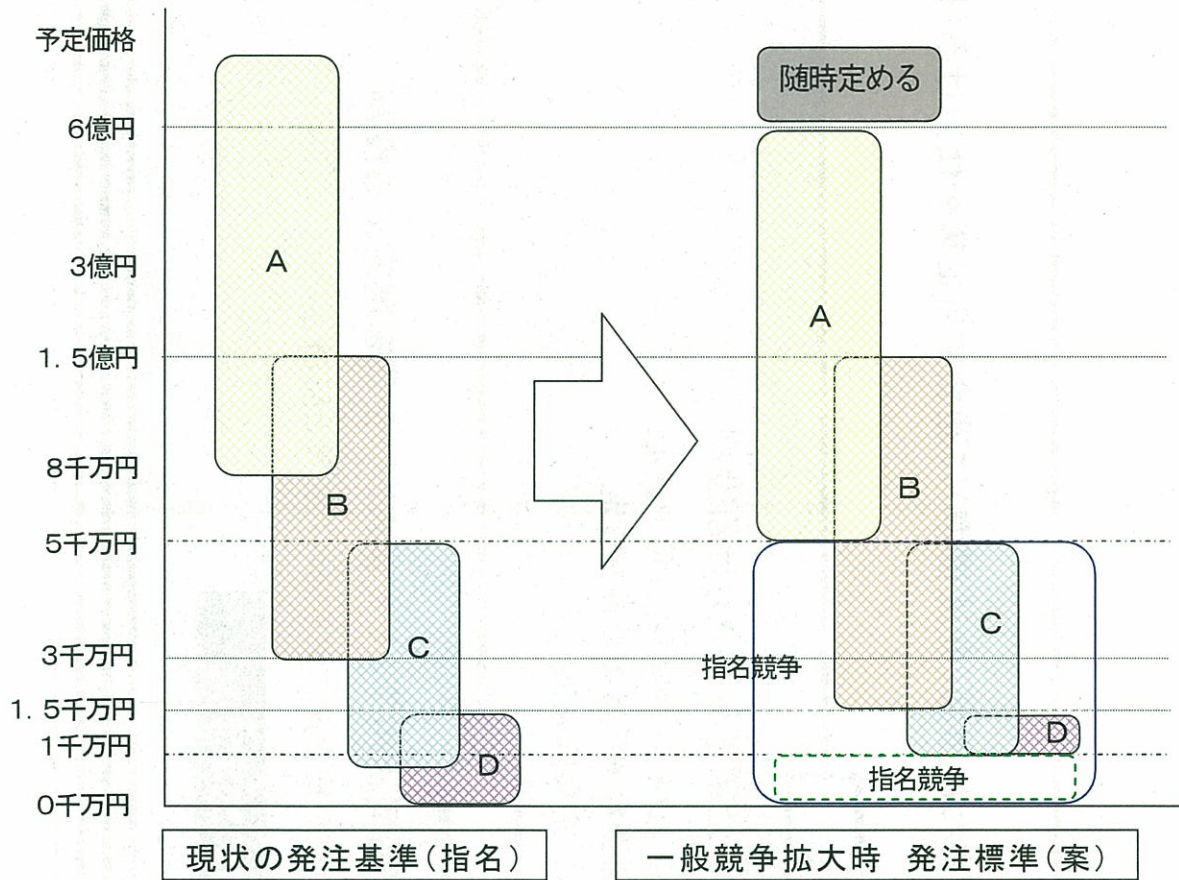
- ・競争参加者のうち、価格及び品質が総合的に最も優れた企業と契約。

落札者の決定

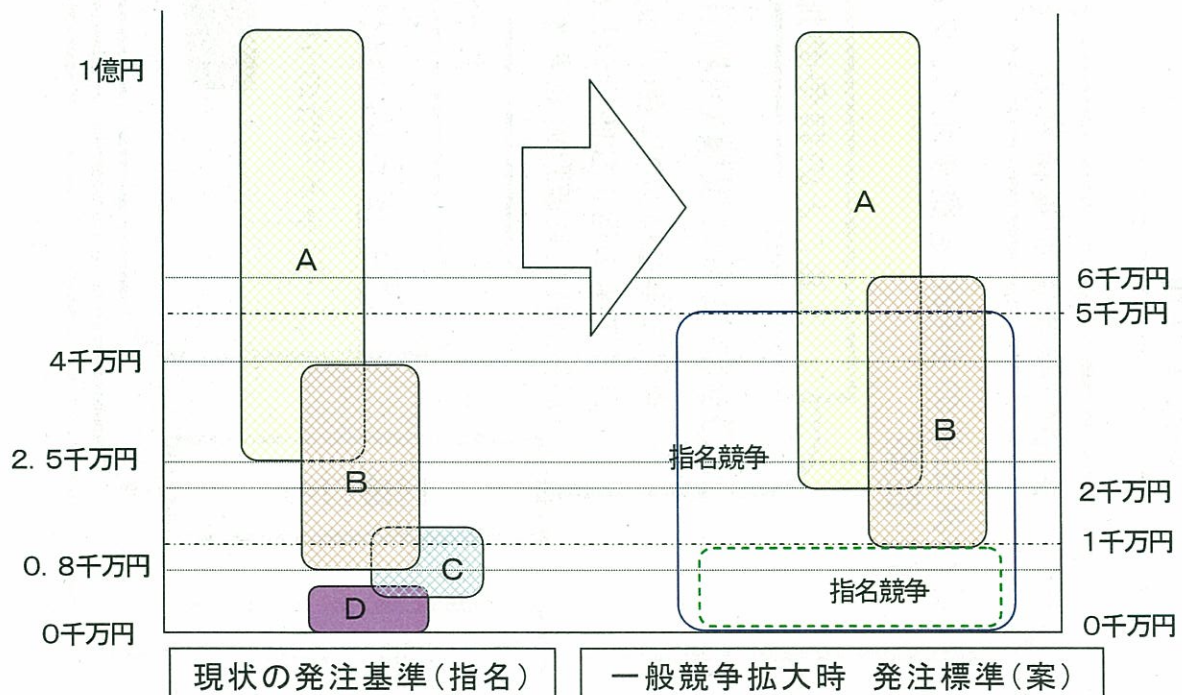
2年に1回

工事ごと

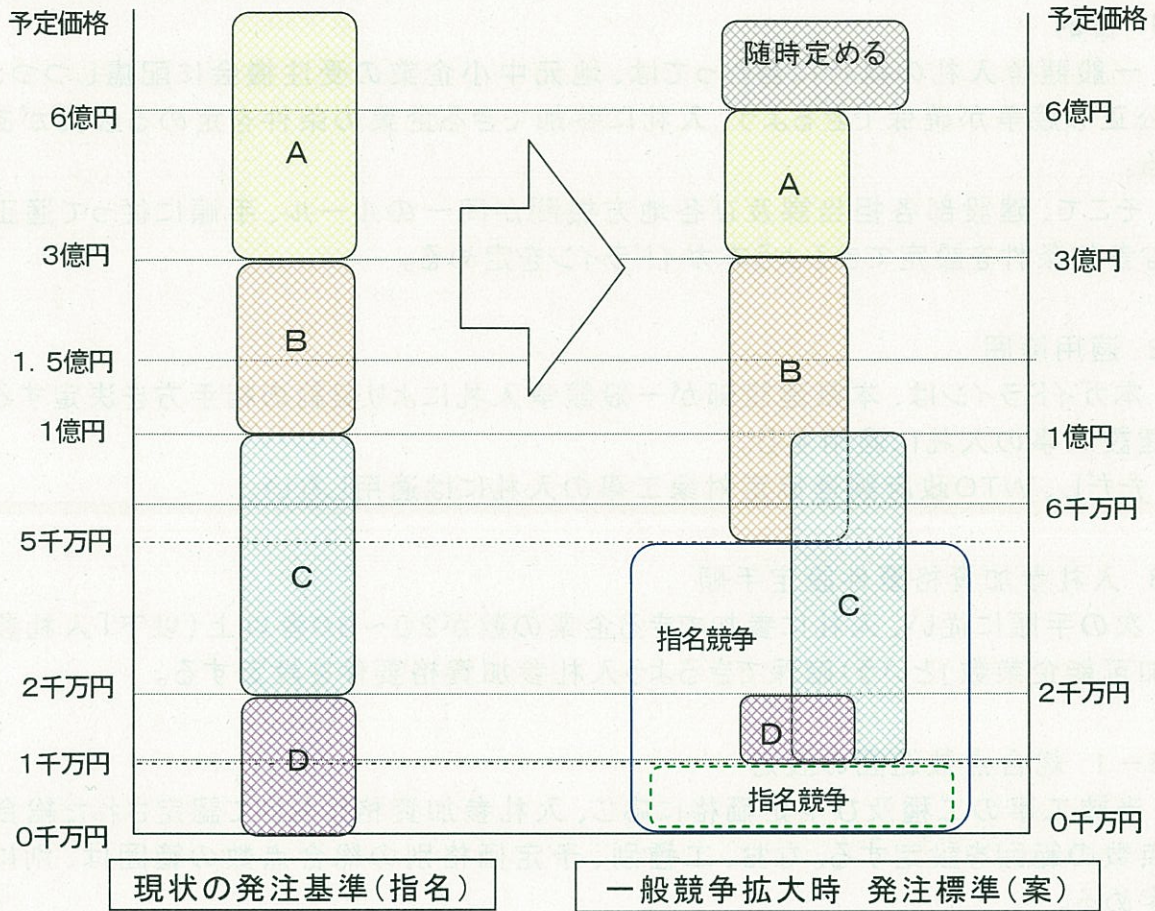
発注標準のイメージ【土木工事】



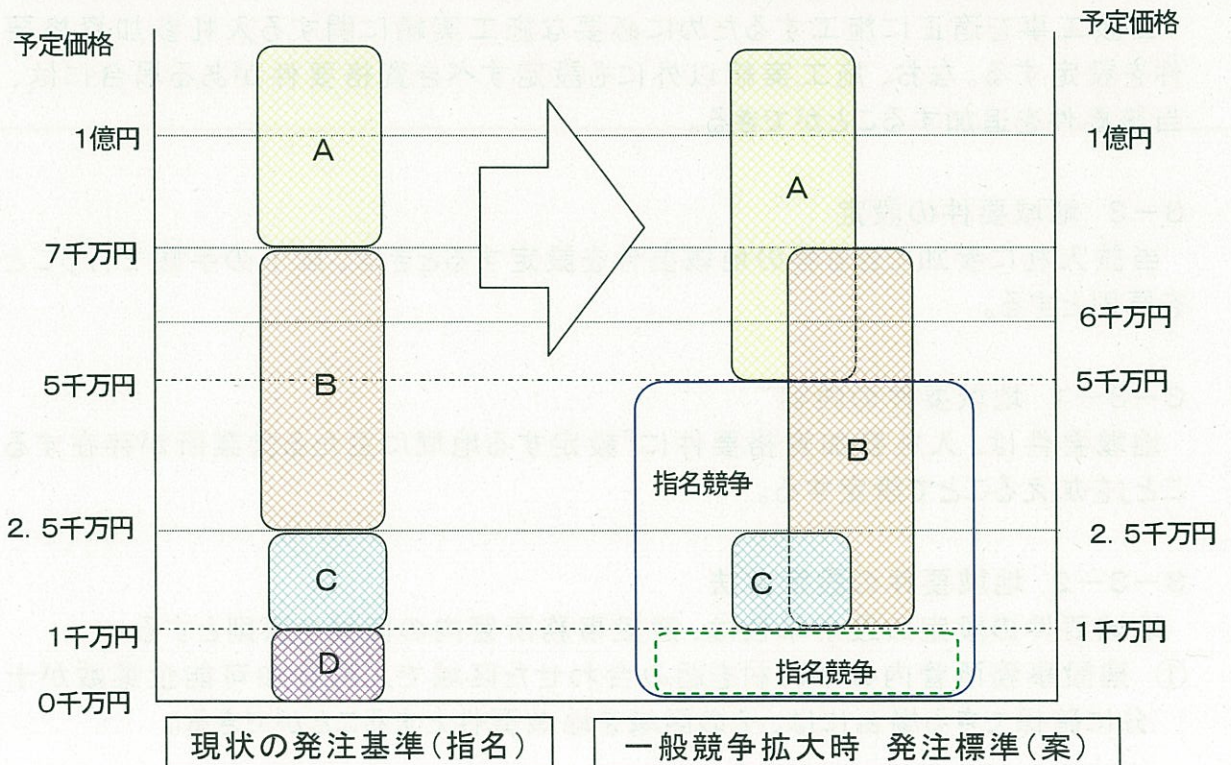
発注標準のイメージ【ほ装工事】



発注標準のイメージ【建築工事】



発注標準のイメージ【設備工事】



愛知県建設部一般競争入札参加資格要件設定ガイドライン

(平成19年10月1日制定)

1 目的

一般競争入札の執行に当たっては、地元中小企業の受注機会に配慮しつつ、公正な競争が確保できるよう、入札に参加できる企業の条件を定める必要がある。

そこで、建設部各担当課及び各地方機関が同一のルール、手順に従って適正な参加条件を設定できるよう本ガイドラインを定める。

2 適用範囲

本ガイドラインは、本県建設部が一般競争入札により契約の相手方を決定する建設工事の入札に適用する。

ただし、WTO政府調達協定対象工事の入札には適用しない。

3 入札参加資格要件設定手順

次の手順に従い、入札に参加できる企業数が20～30者以上(以下「入札参加可能企業数」という)確保できるよう入札参加資格要件を設定する。

3-1 総合点数範囲の設定

当該工事の工種及び予定価格に応じ、入札参加資格において認定された総合点数の範囲を設定する。なお、工種別、予定価格別の総合点数の範囲は、別に定める。

3-2 施工実績等要件の設定

当該工事を適正に施工するために必要な施工実績に関する入札参加資格要件を設定する。なお、施工実績以外にも設定すべき資格要件がある場合には、当該要件を追加することができる。

3-3 地域要件の設定

当該入札に参加できる者の地域要件を設定するときは、以下の手順で行うことを原則とする。

3-3-1 地域要件の内容

地域要件は、入札参加資格要件に「設定する地域に主たる営業所が存在すること」を加えることで設定する。

3-3-2 地域要件の設定方法

地域要件の設定の最小単位は、建設事務所管内の区域を原則とする。

- ① 建設事務所管内の市町村を組み合わせた区域で入札参加可能企業数が十分に確保できる場合には、その区域を地域要件とすることができる。

- ② 工事を施工する建設事務所管内に隣接する建設事務所管内の区域を順次加えることにより、入札参加可能企業数が確保できる場合には、その区域を地域要件とすることができる。
- ③ 工事の工種及び入札予定価格から、地域要件を尾張地区、三河地区又は県内全域としたほうが望ましく、当該地域内で入札参加可能企業数が確保できる場合には、その区域を地域要件とすることができる。
- ④ 県内全域を地域要件としても入札参加可能企業数を確保できない場合、実際の入札参加者数が少ないと見込まれる場合等には、地域要件を設定しない。

<附則>

このガイドラインは平成19年10月1日から施行する。

このガイドラインは執行状況を勘案して、必要に応じて見直しを行う。

* ガイドライン3-1の「工種別、予定価格別の総合点数の範囲」は、愛知県建設工事請負者選定要領第3条に定める基準による。

公告例(事務所用:簡易型総合評価方式)

これ以下のページには、電子入札・事後審査型・総合評価落札方式（簡易型）一般競争入札に必要な公告例等が含まれています。

電子入札システムへは、公告文、資格申請書及び技術資料、事後審査資料提出様式の3ファイルに分割して張り付けることとなります。

公 告 例（事務所用：簡易型総合評価方式）

【注1】 本例示は、予定価格1.5億円未満の建設工事の電子入札を想定したものである。

【注2】 文中の□□□□は、作成にあたっての注意事項である。

次のとおり事後審査方式一般競争入札（電子入札、簡易型総合評価落札方式）に付します。
なお、入札等については、関係法令に定めるもののほか、本公告によるものとします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

愛知県〇〇〇建設事務所長

1 対象工事

(1) 工事名

(2) 路線等の名称

(3) 工事場所

(4) 工期

平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

(5) 工事の概要

工事延長 L=〇〇m

〇〇築造工

使用する主要な資機材 〇〇ブロック 〇〇個

(6) 予定価格

金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額 金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円）

{ 上記金額のうち、平成〇〇年度の支払限度額は金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円、平成〇〇年度末までにあげる出来
高予定額は金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円とします。 }

[注：予定価格の事前公表をしない入札については、この項目を削除し、この場合、以下の番号を繰り上げる。]

[債務工事の場合は、{ }に初年度の支払限度額等を記入する。]

(7) 入札方法等

ア 本入札は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち電子入札コアシステムに対応しているカードにより、利用者登録を行わなければなりません。

イ 詳細な入札方法は愛知県建設部建設工事等電子入札試行要領（平成19年4月1日施行）によるものとします。（<http://www.pref.aichi.jp/>「ネットあいち」－「分野別メニュー 入札・契約 入札契約関連情報」－「建設部入札契約関連情報」参照）

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

エ 入札の回数は1回とし、入札書に併せて工事費内訳書を送信してください。

(8) 本工事は、総合評価技術資料（以下「技術資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価（簡易型）落札方式の工事です。

- (9) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける「契約後VE」の対象工事です。
- (10) この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。
- [注：{ }内は必要な場合に記載する。]

2 競争参加資格

本件工事の入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者としてします。

- (1) 愛知県建設部が発注する建設工事のうち〇〇工事業に係る競争入札に参加する資格を有する者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、〇〇工事業について特定建設業〔又は一般建設業〕の許可を受けていること。
- (3) この入札に参加する主たる営業所を〇〇事務所管内に置き、当該営業所で〇〇工事業を営んでいること。
- (4) 平成18年度及び平成19年度の愛知県建設部における入札参加資格の認定において、認定された〇〇工事業の総合点数が〇〇〇点以上〇〇〇未満であること。
- (5) 元請けとして、過去10年間（平成〇〇年〇〇月〇〇日から事後審査方式一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出する前日まで）に次に掲げる工事を完了・引き渡した実績（以下「施工実績」という。）があること。

例1：面積〇〇平方メートル以上の透水舗装工事

例2：請負金額3千万円以上の土木一式工事 予定価格の1/3程度が目安、小規模工事では額の設定に注意

例3：断面積9平方メートル以上かつ延長20m以上の現場打ちボックスカルバート工事

なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限るものとします。

- (6) 建設業法第26条に定める主任又は監理技術者を専任の技術者として配置できること。（専任とは、他の工事現場の「主任技術者」若しくは「監理技術者」又は「営業所の専任技術者」との兼任を認めないことを意味します。）

- (6) 建設業法第26条に定める主任又は監理技術者を配置できること。[建築一式工事以外で予定価格が2千5百万円未満の工事、又は建築一式工事で予定価格が5千万円未満の工事の場合]
- (6) 主任（監理）技術者は、一級土木施工管理技士の資格を有し、かつ、〇〇工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を専任の主任（監理）技術者として配置できること。
- ※下請金額が少額でも、技術的難易度の高い工事等（大規模構造物の一部改修等）では、監理技術者の配置を要件にするなど、工事ごとに要件を設定すること。

- (7) 配置予定の主任（監理）技術者は、確認申請書を提出する前日までに元請として完了・引き渡した（5）に掲げる工事に従事した経験を有する者であること。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (9) 確認申請書の提出日から当該工事の落札決定までの間、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (10) 確認申請書の提出日から当該工事の落札決定までの間、「愛知県が行う契約からの暴力団排除に関する合意書」（平成19年3月15日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (11) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた

者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなします。

- (12) 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

ア 「本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者」とは、次に掲げる者です。

〇〇〇〇〇〇株式会社

イ 「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の(ア)、(イ)又は(ウ)に該当する者です。

(ア) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている建設業者（100分の50を超える株式保有者又は出資者が存在しない場合は他の株主又は出資者より特に抜きんで株式を有し又は出資している建設業者を含む。）

(イ) 当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合の当該建設業者

(ウ) その他当該受託者と特別な提携関係があると認められる建設業者

- (13) 入札参加を希望する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当するものの全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、愛知県建設工事関係入札者心得書第9条の2第2項の規定に抵触するものではありません。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (14) 経常建設共同企業体として確認申請書を提出した場合、その構成員は、単体として確認申請書を提出することはできません。

- (15) 愛知県建設部が発注した〇〇工事業に係る工事のうち、過去4ヶ年度（平成15年4月1日から平成19年3月31日まで）に完成・引き渡した工事の実績がある場合においては、当該工事に係わる工事成績評定点の平均点が60点以上であること。

- (16) 別記「総合評価落札方式に関する事項」(2)アに対する施工計画提案が、発注者が設定している案以上の案であること。なお、発注者が設定した施工計画提案の項目は、技術資料の様式に記載のとおりです。

- (17) 愛知県建設部が発注した〇〇工事業に係る工事について、愛知県建設工事請負業者選定要領第4条第5項に基づく非指名通知を受けている場合は、確認申請書の提出日までに指名しないこととしている期間が満了していること。

3 入札関係図書の配布等

- (1) 確認申請書及び技術資料の様式について

ア 配布場所等

あいち電子調達共同システム（CAL S/EC）にアクセスし、入札情報サービスからダウンロードして入手してください。

アドレス：<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>

イ 配布期間 ※ 原則、期間は提出期限の前日までとする。

平成〇〇年〇月〇日（〇）から平成〇〇年〇月〇日（〇）まで

(2) 設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）については、次のとおり閲覧に供します。

ア 閲覧場所

愛知県〇〇建設事務所総務課総務・建設業グループ

〇〇市〇〇町2-1（郵便番号000-0000）

電話（000）000-0000

イ 閲覧期間 ※ 公告日から入札日の前日までを閲覧期間とする。

平成〇〇年〇月〇日（ ）から平成〇〇年〇月〇日（ ）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後12時45分までを除く。）

(3) 本公告及び入札関係図書に対する質問及び回答

ア 本公告及び入札関係図書に対する質問は、次のとおり文書（様式自由）を郵送（書留郵便に限る。）又は持参することにより提出してください。

(ア) 受付場所

(2) アに同じ。

(イ) 受付期間 ※ 原則、公告した日の翌日から10日程度まで

平成〇〇年〇月〇日（ ）から平成〇〇年〇月〇日（ ）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

ただし、持参する場合は、上記期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後12時45分までを除く。）とします。

イ 上記の質問に関する回答は、質問書受領後すみやかにを行います。なお、その回答書は、次のとおり閲覧に供します。

(ア) 閲覧場所 ※ 質問書の受付期間の最終日の翌日から起算して3日後までに開始し入札書受付締切予定日の前日に終了

(2) アに同じ。

(イ) 閲覧期間

平成〇〇年〇月〇日（ ）から平成〇〇年〇月〇日（ ）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後12時45分までを除く。）

4 確認申請書及び技術資料の提出期間等

(1) 入札に参加を希望する者は、確認申請書及び技術資料を1つのファイルの形で電子入札システムにより添付ファイルとして送信し、入札参加資格の予備審査を受けなければなりません。このとき、添付ファイルの大きさは1Mb以下でなければ受け付けることができませんのでご注意ください。技術資料に添付資料がある場合には、その添付資料を別途郵送（書留郵便に限る。）又は持参することにより1部提出してください。提出先は3（2）アと同じです。

(2) 期限までに確認申請書及び技術資料（添付資料を含む）を提出していない者又は入札参加資格がないと認められた者は入札に参加することができません。

ア 確認申請書及び技術資料の提出期間

平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午前9時から

※ 確認申請書の配布期間と同一期間とする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午後5時まで

（電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日及び休日を除いた日の午前8時から午後8時まで）

(3) 入札参加資格の予備審査にかかる確認結果通知

平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）までに電子入札システムにより通知します。

5 入札書及び工事費内訳書の提出期間

平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午前9時から

平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午後5時まで（入札書受付締切予定日時）

（電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日及び休日を除いた日の午前8時から午後8時まで）

6 開札予定日時及び開札場所

平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午前・午後〇時〇〇分

愛知県〇〇建設事務所

7 入札保証金

入札保証金の納付については、免除します。

8 入札の無効

(1) 財務規則第152条（入札の無効）及び愛知県建設部建設工事等電子入札試行要領第15条（電子入札の無効）に該当する入札は、無効とします。

(2) 本公告に示す入札参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び愛知県建設工事関係入札者心得書において示す条件等の入札に関する条件に違反した入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

なお、落札決定時において2に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当します。

また、入札書受付締切予定日時までに送信のない入札、電子署名及び電子証明書のない入札、及び代表者が変更されているにもかかわらず変更前の名義人のICカードを使用する等、ICカードを不正に使用して行った入札も無効とします。

9 落札者の決定方法

(1) 1（6）の予定価格の制限の範囲内で入札をした者のうち、別記「総合評価落札方式に関する事項」で算定された評価値が最大の者を落札候補者として事後審査を行い、入札参加資格を有すること及び技術資料の内容を確認した上で落札者とし、全ての入札参加者に対し落札決定通知を送信するものとします。なお、評価値最大の者が複数いた場合は、くじ引きで落札候補順位を決定します。[注：基準価格を設定した場合]

(1) 1（6）の予定価格の制限の範囲内、かつ最低制限価格以上の入札をした者のうち、別記「総合評価落札方式に関する事項」で算定された評価値が最大の者を落札候補者として事後審査を行い、入札参加資格を有すること及び技術資料の内容を確認した上で落札者とし、全ての入札参加者に対し落札決定通知を送信するものとします。なお、評価値最大の者が複数いた場合は、くじ引きで落札候補順位を決定します。[注：最低制限価格を設定した場合]

(2) 落札候補者は、開札日から2日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内に、事後審査に必要な書類（技術資料の添付資料で指示された書類を含む）を、持参により提出しなければなりません。

ア 事後審査に必要な書類の提出場所

3（2）アに同じ。

イ 提出部数

1部

ウ その他

- (ア) 提出書類に係る費用は、提出者の負担とします。
- (イ) 提出された書類は申請者に返却しません。また、原則として公表せず、無断で使用することはしないものとします。
- エ 落札候補者の事後審査の結果、入札参加資格を有しないことが判明した場合は、適格者が確認できるまで、次順位の評価値の者を新たな落札候補者として事後審査を行うものとします。この場合は（２）中「開札日」とあるのは、「上位の落札候補者の審査が終了した日」と読み替えるものとします。また、技術資料を審査した結果、評価値が次順位の評価値を下回った場合も同様の扱いとします。

※最低制限価格を設定した場合は、次のオは不用

オ 落札候補者の入札価格によっては、その者により当該契約書の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最大の者を落札候補者とします。

[注：失格判断基準価格を設定しない場合]

オ 落札候補者の入札価格によっては、その者により当該契約書の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最大の者を落札候補者とします。なお、本件工事には失格判断基準を設定するため、入札価格が基準価格を下回った者で、かつ、入札価格の積算内訳の費目別金額が失格判断基準（予定価格の積算内訳の直接工事費の75%の額、又は共通仮設費の70%、現場管理費の60%及び一般管理費の30%の合計額のいずれかを下回った場合）に該当した場合は、その者の入札は失格となります。

[注：失格判断基準価格を設定した場合]

- (3) 事後審査において入札参加資格がないと認められた者は、その理由の説明を求められます。説明を求めるときは、入札参加資格不適合通知書を受信した日の翌日から起算して5日（日曜日、土曜日及び休日は含まない。）以内にその旨を記した書面を郵送又は持参により提出しなければなりません。
- 理由は、説明を求められた日から5日以内に書面で回答します。

10 契約書の作成の要否

要（愛知県公共工事請負契約約款のとおり）

11 契約保証金

- (1) 落札者は、財務規則第129条の2の規定に基づく契約保証金を納めなければなりません。
- (2) 落札者が、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全額又は一部の納付を免除するものとします。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- イ 県を債権者とする公共工事履行保証証券による保証を付したとき。
- (3) 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
- ア 有価証券（利付き国債又は愛知県公債）の提供
- イ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社）の保証

12 支払条件

愛知県公共工事請負契約約款の規定に基づき前金払及び部分払を行います。その条件については、確認結果通知時に併せて通知します。

13 関連情報を入手するための照会窓口

3(2)アに同じ。

14 特定の不正行為に対する措置

- (1) 本件契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合には、損害賠償を請求します。また、損害賠償の請求にあわせて本件契約を解除することがあります。
- (2) 本件契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがあります。

15 その他

- (1) 入札参加者は、本公告を熟読し、公正かつ適正に入札すること。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがあります。
- (3) 確認申請書作成説明会及び現場説明会は実施しません。
- (4) 確認申請書の記載内容が不明確で本件工事の入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがあります。
- (5) 工期は、入札後に変更することがあります。

債務工事の場合

- (5) 工期、支払限度額及び出来高予定額は、入札後に変更することがあります。

(6) 契約締結後の技術提案

- ア 工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができます。提案を採用する場合には、変更契約を行います。詳細は特記仕様書等によります。
- イ 請負人は、VEを実施し、その結果を発注者に報告すること。また、VEを実施するときには、(社)日本VE協会が定めるVEリーダー、VEスペシャリスト、CVS等のVE資格者のもとで実施するよう努めること。
- ウ VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとします。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではありません。
- エ 本工事のVE提案等を適正と認めることにより、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った建設業者の責任が否定されるものではありません。

[注：{ }内は必要な場合に記載する。この場合、以下の番号を繰り下げる。]

(7) 配置予定の主任（監理）技術者について

- ア 落札者は、確認申請書に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- イ 確認申請書提出時に配置予定の主任（監理）技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記入することができますが、その場合は、記載する全ての者が2に示す技術者としての条件を有していることが必要です。また、その場合の配置予定技術者に関する評価点は、評価が最低の技術者のものとなります。
- ウ 工事工期が重複する複数の工事（他の機関の発注も含む。）に同一の技術者を配置予定の技術者とした入札に参加している場合は、それらの工事の入札のうち一つの入札の落札者又は落札候補者と決定された時点で、

それ以降に行われるその他の入札は辞退しなければなりません（専任性が求められない場合を除く）。この場合は入札書の提出期間内に、入札辞退届を送信してください。

なお、入札書を送信した後に辞退する事由が生じた場合は、3(2)アと同じ場所に辞退する旨を連絡し、速やかに辞退届を書面で提出してください。

エ 実際の工事に当たって、確認申請書に記載した配置予定の主任（監理）技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限りです。

(8) 契約を締結するまでの間に、落札者が愛知県建設工事等指名停止取扱要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合、又は、「愛知県が行う契約からの暴力団排除に関する合意書」に掲げる排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがあります。この場合、愛知県は一切の損害賠償の責を負いません。

(9) 問い合わせ先

3(2)アに同じ。

別記「総合評価落札方式に関する事項」

本工事における総合評価落札者方式の評価方法については、次のとおりです。

(1) 評価値の算出方法

入札参加者の技術資料により、(2)の項目を評価して加算点を計算します。評価値は次式で計算します。

$$\text{評価値} = \{(\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{標準点}\} \times (\text{予定価格} \div \text{入札価格})$$

標準点は100点であり、今回の加算点合計は最大〇〇点です。

なお、入札価格には、施工計画提案を実施するのに要する費用を含んでいることが必要です。

(2) 評価項目と評価基準

各評価項目について下記の評価基準に基づき加点します。

ア 施工計画に関する事項（配点15点）

評価項目	評価基準	加算点
①施工上特に配慮すべき事項に対する対応1	優	6点
	良	3点
	可	0点
②施工上特に配慮すべき事項に対する対応2	相対評価	0～9点

※ 施工計画については、確実に履行できる内容とすること。

イ 企業の技術力に関する事項（配点11点）

評価項目	評価基準	加算点
①同種工事の施工実績（過去10年：平成9年4月1日から技術資料を提出する前日までに完了。） ^{※1※2※3}	国・県発注工事実績数×1＋ その他工事実績数×0.5－ 0.5（最大2点）	0～2点
②過去4年間（平成15年度から平成18年度）に完了した県建設部発注工事の成績評定点の平均点 ^{※4}	80点以上	4点
	75点以上80点未満	2点
	70点以上75点未満	1点
	70点未満または実績なし	0点
③契約後VEの実績の有無（過去10年：平成9年4月1日から技術資料を提出する前日まで。） ^{※3※5※6※7}	採用の実績あり	2点
	不採用だが評価された実績あり	1点
	上記2項目に該当しない	0点
④優良工事表彰の有無（過去10年：平成9年4月1日から技術資料を提出する前日まで。） ^{※3※5※7※8}	2件以上の実績あり	2点
	1件の実績あり	1点
	実績なし	0点
⑤ISO取得の有無 ^{※9}	ISO9001または ISO14001の認証取得	1点
	認証なし	0点

※1同種工事とは、公告本文2(5)に定義した工事です。国・県発注工事には、特殊法人等を含みます。なお、JVの構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限ります。

※2経常JVで入札に参加する場合で、当該経常JVとしての施工実績がない場合は、構成員のうち1者の元請としての施工実績を1件に限り当該経常JVの実績として認めます。

- ※³ 県内の本支店営業所の実績は、県外で行ったものも含め認めます。
- ※⁴ 過去の元請としての県建設部発注工事成績のうち、〇〇工事に関する成績の平均点。経常JVで入札に参加する場合は、当該経常JVの工事成績とします。
- ※⁵ 県発注工事以外の実績（国・自治体及び特殊法人等が発注した工事の実績）も含めます。
- ※⁶ 契約後VEの実績が特定JVのものであるときは、第1構成員としての実績を求めます。
- ※⁷ 経常JVで入札に参加する場合には、当該経常JVの実績とします。
- ※⁸ 特定JVで表彰を受けたものについては、出資比率が20%以上の工事に限ります。
- ※⁹ 特定又は経常JVで入札に参加する場合には、いずれかの構成員が認証されていれば該当します。

ウ 配置予定技術者の能力に関する事項（配点6点）

評価項目	評価基準	加算点
①同種工事の施工実績（過去10年：平成9年4月1日から技術資料を提出する前日まで。）※ ¹ ※ ² ※ ³	国・県発注工事实績数×1＋ その他工事实績数×0.5－0.5 （最大2点）	0～2点
②過去4年間（平成15年度から平成18年度完了）に完了した建設部発注工事の成績評定から1件※ ⁴ ※ ⁵	80点以上	4点
	75点以上80点未満	2点
	70点以上75点未満	1点
	70点未満または実績なし	0点

- ※¹ 同種工事とは、公告本文2(5)に定義した工事です。国・県発注工事には、特殊法人等を含みます。なお、JVの構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限ります。
- ※² 特定JVでは代表者が配置しようとする技術者の実績を求めます。経常JVではいずれかの構成員が配置する技術者の実績を求めます。
- ※³ 工場製作期間と現場作業期間で配置予定技術者が異なる場合には、現場作業期間に配置する予定の技術者に係る実績を求めます。特定JVでは代表者が配置しようとする技術者の実績を求めます。経常JVではいずれかの構成員が配置する技術者の実績を求めます。
- ※⁴ 過去の元請としての県建設部発注工事成績ならば、業種・工種を問いません。ただし、主任（監理）技術者や現場代理人のような責任ある立場での実績を求めます。
- ※⁵ 特定又は経常JVでは、①の実績を提出する技術者の実績を求めます。

エ 地域精通度地域貢献度に関する事項（配点8点）

評価項目	評価基準	加算点
①地域内における本支店、営業所の所在の有無	〇〇市（町村）内にあり	2点
	〇〇建設事務所管内にあり	1点
	上記2項目に該当しない	0点
②過去5年間（平成14年度から平成18年度）における災害協定等※ ¹ に基づく活動実績の有無※ ²	愛知県との協定等で実績あり	4点
	愛知県内市町村との協定等で実績あり	2点
	愛知県または県内市町村との協定あり	1点
	上記3項目に該当しない	0点
③過去2年間（平成17年度及び平成18年度）のボランティア活動実績の有無※ ² ※ ³	〇〇建設事務所管内で実績あり	2点
	県内で実績あり	1点

	上記に該当しない	0点
--	----------	----

※¹災害協定等には、休日・夜間においても発注者の要請により出動・作業する「緊急維持修繕」・「雪氷対策」等を含みます。なお、活動実績には、災害協定に基づく災害訓練を含みます。

※²経常JVで入札に参加する場合には、いずれかの構成員の実績があれば該当します。

※³企業として継続的に行っている活動実績を求めますが、2カ年度間の活動内容が同一であることは要しません。

*〇〇建設事務所管内の市町村は、〇〇市、〇〇市、〇〇町、〇〇町・・・の〇市〇町です。

(3) ヒアリングについて

提出された技術資料又は配置予定技術者に対するヒアリングを行うことがあります。ヒアリングを行う場合、その日時・場所等については別途通知します。

(4) 評価項目の審査

加算点は、技術資料及び添付書類に基づき、(2)の評価基準で審査して算出します。提出書類のみでは判断ができない場合、内容の確認や追加資料の提出を求めることがあります。また、提出した書類の記載内容が事実と違っていても書類の再提出は認められませんので、各評価項目の実績等が記載漏れの場合は加算対象となりません。

(5) 施工計画提案の履行確認

ア 落札者の施工計画提案については、その履行を確保し評価内容を担保するために、契約書に提案の内容を記載するとともに監督・検査により提案内容の履行の確認を行います。

イ 受注者の責により施行計画提案の不履行が認められた場合には、再度の施工を求めますが、再度の施工が困難な場合には、契約金額の減額を行います。契約金額の減額Cは、 $C = \text{契約額} \times [1 - \{(100 + \text{不履行時の加算点}) \div (100 + \text{契約時の加算点})\}]$ により算出を行います。

(6) 施工計画提案を作成するために必要な質問については、次に掲げる受付場所に連絡してください。質問に関する回答は、すみやかに行います。

愛知県〇〇建設事務所建設第〇課建設グループ

〇〇市〇〇町〇丁目2番1号

電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)まで

日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(7) 技術評価点の値に疑問のある者は、その理由の説明を求められます。説明を求めるときは、落札者決定通知を受信した日の翌日から起算して5日(日曜日、土曜日及び休日は含まない。)以内にその旨を記した書面を郵送又は持参により提出しなければなりません。

理由は、説明を求められた日から5日以内に書面で回答します。

提出先：愛知県〇〇建設事務所総務課総務・建設業グループ

〇〇市〇〇町2-1(郵便番号000-0000)

電話(000)000-0000

日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

様式第1

事後審査方式一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

愛知県〇〇事務所長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

一般競争入札に参加を希望しますので、下記のとおり申請します。

なお、被補助人、被補佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者及び破産者で復権を得ない者でないこと並びに申請書の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告日
平成〇年〇月〇日
- 2 工事名
- 3 路線等の名称
- 4 工事場所
- 5 資格確認

項 目		内 容
建設業許可番号		
〇〇工事業の総合点数		
企業の施工実績工事名		
配置予定技術者	氏名	
	資格	
	施工実績工事名	

- 6 入札参加資格確認申請書記載責任者（申請書の内容について答えられる方）
氏 名
電話番号

※総合点数とは、最新の経営事項審査の評価点数ではなく、平成〇〇年度及び平成〇〇年度の愛知県建設部における入札参加資格の認定において、認定された〇〇工事業の総合点数を記入すること。

総合評価（簡易型）技術資料

平成 年 月 日

愛知県〇〇事務所長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

1 対象工事

公告年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

工事名 〇〇事業〇〇工事（〇〇工区）

路線等の名称 〇〇〇〇線

工事場所 〇〇市〇〇町地

2 記載責任者（記載内容について答えられる方）

氏 名

電話番号

3 配置予定主任（監理）技術者

氏 名

[氏 名 2]（配置予定技術者が未定で、候補者が複数ある場合に記入）

[氏 名 3]（同上）

注）経常建設共同企業体の場合、原則として記入する技術者は1名とし、次項の資料に記載する技術者と同一人としてください。ただし、配置予定技術者が未定で、候補者が複数ある場合は複数の記入をしてください。

4 資料内容

(1) 施工上特に配慮すべき事項に対する対応 1

工事名：〇〇事業〇〇工事（〇〇工区）

会社名：

項 目	施工上特に配慮すべき事項に対する対応 1
設定主旨等	<p>本工事の〇〇付近は中学校の通学路となっており、自転車や歩行者の通行が多く安全対策が必要であり、それに対応する通行者路の確保が必要になる。</p> <p>そのため発〇〇付近での通行者、特に朝夕の通学生徒が集中した時を考慮した歩道形態、動線確保、安全対策について記述すること。</p> <p>発注者が設定している標準案は技術提案関係図書に記載してあるとおりである。</p>

施工上特に配慮すべき事項に対する対応1についての記述

注)

- ・未記入の場合は、標準案より劣る案とみなしますので、標準案による場合は必ずその旨を記載してください。
- ・施工計画提案は、確実に実施できる内容を明確に記載してください。
- ・記述は、原則このA4用紙1枚に収めてください。
- ・説明図を必要とする場合は、A4用紙1枚程度に記入して添付資料とし、〇月〇日までに提出してください。

(2) 施工上特に配慮すべき事項に対する対応 2

工事名： ○○事業○○工事（○○工区）

会社名：

項 目	施工上特に配慮すべき事項に対する対応 2
設定主旨等	<p>工事区域周囲には民家が近接し、施工で発生する騒音は極力抑制する必要がある。そのための騒音対策を記述すること。</p> <p>ただし発進立坑の施工箇所は交差点に位置するため、交通安全上、視距に十分な配慮をした対策を講じることとする。</p> <p>発注者が設定している標準案は技術提案関係図書に記載してあるとおりである。</p>

施工上特に配慮すべき事項に対する対応2についての記述

注)

- 未記入の場合は、標準案より劣る案とみなしますので、標準案による場合は必ずその旨を記載してください。
- 施工計画提案は、確実に実施できる内容を明確に記載してください。
- 記述は、原則このA4用紙1枚に収めてください。
- 説明図を必要とする場合は、A4用紙1枚程度に記入して添付資料とし、○月○日までに提出してください。

(3) 同種工事の施工実績（平成9年4月1日から技術資料を提出する前日までに完了・引渡ししたもの）

工事概要 1	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	
	請 負 代 金 額	
	工 期	
	受 注 形 態 等	単体／共同企業体（出資比率）
	工 事 の 内 容 （工法、規模等を記載）	
工事概要 2	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	
	請 負 代 金 額	
	工 期	
	受 注 形 態 等	単体／共同企業体（出資比率）
	工 事 の 内 容 （工法、規模等を記載）	
工事概要 3	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	
	請 負 代 金 額	
	工 期	
	受 注 形 態 等	単体／共同企業体（出資比率）
	工 事 の 内 容 （工法、規模等を記載）	
工事概要 4	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	
	請 負 代 金 額	
	工 期	
	受 注 形 態 等	単体／共同企業体（出資比率）
	工 事 の 内 容 （工法、規模等を記載）	
工事概要 5	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	
	請 負 代 金 額	
	工 期	
	受 注 形 態 等	単体／共同企業体（出資比率）
	工 事 の 内 容 （工法、規模等を記載）	

注)

- ・落札候補者となった場合は、留意事項1に記載した添付資料を提出してください。

(4) 過去10年間（平成9年4月1日から技術資料を提出する前日まで。）における契約後VEの実績の有無

該当する所に○を記入	区分
	採用の実績あり
	不採用だが評価された実績あり
	上記2項目に該当しない

注)

- ・〇月〇日までに、留意事項2に記載した添付資料を提出してください。

(5) 過去10年間（平成9年4月1日から技術資料を提出する前日まで。）における優良工事表彰の有無

工事名	発注機関名	工事場所	工期

注)

- ・〇月〇日までに、留意事項3に記載した添付資料を提出してください。

(6) ISOシリーズ認証取得の有無

該当する所に○を記入	区分
	ISO9001の認証取得あり
	ISO14001の認証取得あり
	上記2項目に該当しない

注)

- ・〇月〇日までに、留意事項4に記載した添付資料を提出してください。

- (7) 配置予定技術者の過去10年間（平成9年4月1日から技術資料を提出する前日までに完了・引渡し）における同種工事实績

技術者氏名1	工事名	発注機関名	工事場所	工期	工事の概要
技術者氏名2	工事名	発注機関名	工事場所	工期	工事の概要
技術者氏名3	工事名	発注機関名	工事場所	工期	工事の概要

注)

・落札候補者となった場合は、留意事項5に記載した添付資料を提出してください。

[技術者氏名2～3欄は、配置予定技術者が未定で、候補者が複数ある場合に記入]

- (8) 配置予定技術者の過去4年間（平成15年4月1日から平成19年3月31日までに完了・引渡しした工事）における工事成績評定点実績（工種を問わず1件）

技術者1	工事名	
	工事場所	
	工期	
	評定点	点
技術者2	工事名	
	工事場所	
	工期	
	評定点	点
技術者3	工事名	
	工事場所	
	工期	
	評定点	点

注)

・落札候補者となった場合は、留意事項6に記載した添付資料を提出してください。

[技術者2～3欄は、配置予定技術者が未定で、候補者が複数ある場合に記入]

(9) 過去5年間（平成14年4月1日から平成19年3月31日まで）の災害協定等による活動実績

協定等の締結先	〇〇市	協定等の年度	平成〇〇年度
協定等の名称	災害時における〇〇〇に関する協定		
活動実績			

注)

- ・上記の活動実績は簡潔に書いてください。
- ・〇月〇日までに、留意事項7に記載した添付資料を提出してください。

(10) 過去2年間（平成17年4月1日から平成19年3月31日まで）のボランティア活動実績概要

年度	場所	活動実績
平成17年度	〇〇郡 〇〇町	
平成18年度	〇〇市	

注)

- ・上記の活動実績は簡潔に書いてください。
- ・〇月〇日までに、留意事項8に記載した添付資料を提出してください。

【留意事項】 以下の添付資料を提出していただきます。

1 企業としての同種工事施工実績

(ア) CORINS登録済の工事実績

記載した工事について、財団法人日本建設情報センター(以下「JACIC」という。)の工事实績情報サービス(以下「CORINS」という。)における竣工時の工事カルテ、同受領書及びJACICに登録済みのCORINS工事カルテ(竣工時データ)の詳細アウトプットデータ。

(イ) CORINS工事カルテの補足資料

記載した工事の実績について、CORINS工事カルテでは判別しがたいと判断されるときは、契約書等(工事名、発注者、契約金額、工期、社印、受注形態が共同企業体である場合は出資比率及び同種工事と判別できる工事概要等を有する部分)の写し。

(ウ) 民間工事等でCORINS未登録の工事実績

記載した工事の契約書の写し等(工事名、発注機関名、契約金額、工期、社印、受注形態が共同企業体である場合は出資比率及び同種工事又は類似工事と判別できる工事概要等を有する部分)

2 契約後VEの実績 [実績のある場合]

VEの審査結果の通知書等(愛知県建設部の通知書等に限らない)の、採用の実績あり、不採用だが評価された実績ありを確認できる資料。

3 優良工事表彰 [実績のある場合]

表彰通知書等(愛知県建設部の通知書等に限らない)の写し。

4 ISOシリーズ認証 [認証のある場合]

認定証の写し。

5 配置予定技術者の同種工事施工実績 [実績のある場合]

(ア) 1-1と同様の資料。このとき、企業の施工実績と重複する場合は、どちらかの添付書類を省略してもよいが、その旨を記載した書類を添付すること。

(イ) CORINS工事カルテ等で工事現場での従事を確認できない場合は、従事していたことが確認できる現場組織表等を添付すること。

6 配置予定技術者の工事成績 [実績のある場合]

愛知県が送付した工事成績評定結果の通知書と、通知書に示されている工事を配置予定技術者が担当したことを確認できる資料。

7 災害協定等の実績 [実績のある場合]

災害協定等(愛知県又は県内市町村と締結した、災害協定・緊急維持修繕・雪氷対策契約等)の内容が確認できる資料と、活動内容を確認できる資料。

8 ボランティア活動の実績 [実績のある場合]

活動内容を確認できる資料。

添付資料提出先

愛知県建設部建設総務課契約グループ
名古屋市中区三の丸三丁目1-2（郵便番号460-8501）
電話（052）954-6608（ダイヤルイン）

または
愛知県〇〇建設事務所総務課総務・建設業グループ
〇〇市〇〇町〇丁目2番1号
電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

添付資料提出期限

- 2, 3, 4, 7, 8及び施工計画提案に関するものについては〇月〇日必着
1, 5, 6については入札後、落札候補者が提出する事後審査に係る書類と同時に提出してください。
※このとき、1, 5の添付書類において、工事实績のうち1件分は事後審査に係る書類と同じものですから、
2部提出していただく必要はありません。

様式第3

平成 年 月 日

愛知県〇〇事務所長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊦

下記入札において、落札候補者となりましたので、別紙のとおり、入札参加資格の事後審査に係る書類を提出します。

記

- 1 開札日
平成〇年〇月〇日
- 2 工事名
- 3 路線等の名称
- 4 工事場所

【記載要領及び留意事項】

- 1 配置予定の技術者については、事前に提出した事後審査方式一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に記載した施工実績の工事の経験の概要を1件のみ記載すること。
また、次の資料を併せて提出すること。
 - (1) 配置予定技術者の資格要件に該当する有資格を証する資料として、次に掲げる書類
 - ア 配置予定技術者の技術検定合格証明書の写し
 - イ 該当工事業の監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写し（平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、指定講習受講修了証の写し）
ただし、平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者の場合は、土木工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者に準ずる者とし、監理技術者資格者証の写しのみ
 - ウ 実務経験による参加資格の場合は、その経験が証明できる証明書を提出すること
 - (2) 施工実績を証する資料として、次に掲げる書類
 - ア CORINS登録済の工事実績
記載した工事について、財団法人日本建設情報センター（以下「JACIC」という。）の工事実績情報サービス（以下「CORINS」という。）における竣工登録工事カルテ受領書及びJACICに登録済みのCORINS工事カルテ（竣工時データ）を添付すること。
 - イ CORINS工事カルテの補足資料
記載した工事の実績について、CORINS工事カルテでは判別しがたいと判断されるときは、契約書等（工事名、発注者、契約金額、工期、社印、受注形態が共同企業体である場合は出資比率及び同種工事と判別できる工事概要等を有する部分）の写し
 - ウ 民間工事等でCORINS未登録の工事実績
記載した工事の契約書の写し等（工事名、発注機関名、契約金額、工期、社印、受注形態が共同企業体である場合は出資比率及び同種工事と判別できる工事概要等を有する部分）を提出すること。
- 2 企業の施工実績工事には、事前に提出した確認申請書に記載した施工実績工事の施工実績を1件のみ記載すること。
なお、施工実績を証する資料として前記1(2)に掲げる書類を添付すること。
- 3 提出された申請書類のみでは資格を判断できないときは、記載責任者に連絡してヒアリングを行うことがある。

平成19年度 年度後半 配点

別表1-1 一般土木工事(地域要件設定あり)

総合評価の分類	評価項目	合計点数
簡易型	A+B+C+D	40
特別簡易型	B+C+D	25

A 施工計画 (15点) [2項目程度]

評価項目	点	評価基準と配点
①工程管理に係わる技術的所見	自由	自由 例えば 2段階評価 (0, 5) 6段階評価 (0, 1, 2, 3, 4, 5)
②材料等の品質管理に係わる技術的所見	自由	
③施工上の課題に対する技術的所見	自由	
④施工上特に配慮すべき事項	自由	

B 企業の技術力 (11点)

評価項目	点	評価基準と配点			
①同種工事の施工経験 (過去10年)	2	[県・国(含特殊法人等)発注工事施工経験数×1 +その他施工経験数×0.5-0.5] : 最大2			
②工事成績(過去4年間の平均点)	4	点≥80は4	80>点≥75は2	75>点≥70は1	左記以外 0
③契約後VEの実績の有無(過去10年)	2	採用実績有 2	不採用だが評価された実績有 1	左記2項目以外 0	
④優良工事表彰の有無(過去10年)	2	2件以上 2	1件 1	実績無 0	
⑤ISO取得の有無	1	9000シリーズ 14000シリーズ どちらか有 1	左記以外 0		

C 配置予定技術者の能力 (6点)

評価項目	点	評価基準と配点			
①同種工事の施工経験 (過去10年)	2	[県・国(含特殊法人等)発注工事施工経験数×1 +その他施工経験数×0.5-0.5] : 最大2			
②工事成績(過去4年間の内1件)	4	点≥80は4	80>点≥75は2	75>点≥70は1	左記以外 0

D 地域精進度地域貢献度 (8点)

評価項目	点	評価基準と配点			
①地域内での拠点の有無	2	同一市町村内 2	事務所管内 1	左記以外 0	
②災害協定等に基づく活動実績の有無 (過去5年)	4	県との協定等で実績有 4	県内市町村との協定等で実績有 2	県又は県内市町村との協定有 1	左記以外 0
③ボランティア活動の実績の有無 (過去2年度分、継続的に行ったもの)	2	事務所管内で実績有 2	県内で実績有 1	実績無 0	

※地域要件を建設事務所管内とした工事では、①の事務所管内加点欄は適用しない。

平成19年度 年度後半 配点

別表1-2 一般土木工事(地域要件設定なし)・土木系設備工事

一般土木工事(地域要件設定なし)

A 施工計画(20点)(土木系設備工事:10点)[2項目程度]

評価項目	点	評価基準と配点
①工程管理に係わる技術的所見	自由	自由 例えば 2段階評価(0, 5) 6段階評価 (0, 1, 2, 3, 4, 5)
②材料等の品質管理に係わる技術的所見	自由	
③施工上の課題に対する技術的所見	自由	
④施工上特に配慮すべき事項	自由	

総合評価の分類	評価項目	合計点数
簡易型	A+B+C+D	40
特別簡易型	B+C+D	20

土木系設備工事

総合評価の分類	評価項目	合計点数
簡易型	A+B+C+D	30
特別簡易型	B+C+D	20

B 企業の技術力(12点)

評価項目	点	評価基準と配点			
①同種工事の施工経験(過去10年)	2	[県・国(含特殊法人等)発注工事施工経験数×1 +その他施工経験数×0.5-0.5] : 最大2			
②工事成績(過去4年間の平均点)	4	点≥80は4	80>点≥75は2	75>点≥70は1	左記以外 0
③契約後VEの実績の有無(過去10年)	2	採用実績有 2	不採用だが評価された実績有 1	左記2項目以外 0	
④優良工事表彰の有無(過去10年)	2	2件以上 2	1件 1	実績無 0	
⑤ISO取得の有無	2	9000シリーズ 14000シリーズ 両方有 2	9000シリーズ 14000シリーズ どちらか有 1	左記2項目以外 0	

C 配置予定技術者の能力(6点)

評価項目	点	評価基準と配点			
①同種工事の施工経験(過去10年)	2	[県・国(含特殊法人等)発注工事施工経験数×1 +その他施工経験数×0.5-0.5] : 最大2			
②工事成績(過去4年間の内1件)	4	点≥80は4	80>点≥75は2	75>点≥70は1	左記以外 0

D 地域精通度地域貢献度(2点)

評価項目	点	評価基準と配点		
県内での公共工事施工実績(過去10年)	2	国・県発注 2	市町村発注 1	実績無 0

平成19年度 年度後半 配点
別表2 建築工事・建築系設備工事

総合評価の分類	評価項目	合計点数
簡易型	A+B+C+D	30
特別簡易型	B+C+D	20

A 施工計画（10点）〔2項目程度〕

評価項目	点	評価基準と配点
①工程管理に係わる技術的所見	自由	自由 例えば 2段階評価（0, 5） 6段階評価 （0, 1, 2, 3, 4, 5）
②材料等の品質管理に係わる技術的所見	自由	
③施工上の課題に対する技術的所見	自由	
④施工上特に配慮すべき事項	自由	

B 企業の技術力（12点）

評価項目	点	評価基準と配点			
①同種工事の施工経験（過去10年）	2	同種2件以上 2	同種1件 1	同種実績なし 0	
②工事成績（過去4年間の平均点）	4	点 \geq 80は4	80 $>$ 点 \geq 75は2	75 $>$ 点 \geq 70は1	左記以外 0
③契約後VEの実績の有無（過去10年）	2	採用実績有 2	不採用だが評価された実績有 1	左記2項目以外 0	
④優良工事表彰の有無（過去10年）	2	2件以上 2	1件 1	実績無 0	
⑤ISO取得の有無	2	9000シリーズ 14000シリーズ 両方有 2	9000シリーズ 14000シリーズ どちらか有 1	左記2項目以外 0	

C 配置予定技術者の能力（6点）

評価項目	点	評価基準と配点			
①同種工事の施工経験（過去10年）	2	同種2件以上 2	同種1件 1	同種実績なし 0	
②工事成績（過去4年間の内1件）	4	点 \geq 80は4	80 $>$ 点 \geq 75は2	75 $>$ 点 \geq 70は1	左記以外 0

D 地域精通度地域貢献度（2点）

評価項目	点	評価基準と配点		
県内での公共工事施工実績（過去10年）	2	国・県発注 2	市町村発注 1	実績無 0